

A-1 個別サービスの提供

特別養護老人ホーム1

(1) 利用者に対する食事の提供	評価結果	判断理由等
① 食事が楽しめるような工夫を行っている	a・ <b>b</b> ・c	食事は法人の給食センターで調理され運ばれるため、冷めないように保温庫や保温食器を使用している。また、毎月行事食や選択食を提供しており、パンや麺を希望する利用者への対応も行っている。食堂などに季節の飾りつけで季節感をだすなど配慮されているが、家庭的な雰囲気や利用者のペースでゆっくり食事を楽しむ工夫が望まれるところである。
② 定期的に食事の環境を見直すシステムができていて、機能している	a・b・c	毎食の食事摂取量を記録し、月毎の摂取状況や嗜好の変化などを食事提供委員会で検討を行い、献立や食事形態に反映させている。また、食事提供委員会には利用者が参加し、意見や要望を聞いて献立に反映させている。
③ 利用者の状態に応じた食事の提供を行っている	a・b・c	身体状況に応じた細かな食事形態の提供を行っている。可能な限り自分で食べる喜びを持ち続けられるよう、テーブル・自助具・食器等を活用し、必要時には介助を行い安全な食事提供を心がけている。
④ 食事について利用者の要望、希望を取り入れるようにしている	a・b・c	法人の栄養士会議で各施設の栄養士が利用者の要望等を出し合い、給食センターで調理される献立や行事食の検討を行っている。また、施設においては棟内のグループ単位でのミニ調理を行い、食材の準備から話し合いをしながら作る楽しみがあり、好きな食事を外注することもできる。
(2) 利用者に対する入浴の提供	評価結果	判断理由等
① 入浴や清拭は、安全かつ適切に行っている	a・b・c	入浴・清拭介護マニュアルに沿って、入浴前には看護師による健康状態の確認を行い、身体状態に応じた入浴を行っている。また、入浴専門の介助員を配置するなど安全な入浴対策を講じている。入浴ができない場合は清拭や着衣交換で対応し、清潔保持に努めている。
② 入浴に関して、利用者の自尊心、羞恥心やプライバシーに配慮した介護を行っている	a・b・c	昭和50年に開設した施設であり、プライバシーを保護する環境の確保が難しい構造上の課題がある中で、出入口を2ヶ所設けることで入れ替わりをスムーズに行い、利用者の自尊心や羞恥心に配慮している。
(3) 利用者の適切な排泄管理	評価結果	判断理由等
① 排泄の自立への配慮を個別の状態に合わせて考慮している	a・b・c	介助が必要な利用者へは、排泄に関する介護マニュアルに沿って利用者の状態に応じ、排泄介助を実施している。トイレでの排泄を基本とし、声かけを行うなど自立支援を心がけている。
② 排泄に関して、利用者の自尊心、羞恥心やプライバシーに配慮した介護を行っている	a・b・c	排泄介助時には個室のカーテンを閉め、人格やプライバシーに配慮している。また、同姓職員を希望する利用者への対応を行っている。
③ トイレは清潔で快適である	a・ <b>b</b> ・c	毎日清掃を実施し、清潔なトイレ環境が保持されている。しかし、便器の数や車椅子使用でのスペースが狭いなど利用者が集中した場合、トイレのスムーズな利用の難しさがある。利用者からもトイレの改善について要望が聞かれた。構造上のことなので法人との協議を行い、中・長期的な処遇向上を目的とした、利用者が快適に使用できるトイレの改善が望まれる。

(4) 利用者の自立した生活への支援	評価結果	判断理由等
① 利用者の状況に応じて計画的にリハビリテーションを行っている	a b c	年間機能訓練計画書や週間訓練カリキュラムが策定されている。機能訓練士は医師の指示書に沿って、個々の利用者の身体状態に合った個別機能訓練計画書を策定し、わかりやすい訓練科目一覧表を利用しながら実施している。計画書は、関係職員によるケア会議等で利用者の意向をふまえ、3ヶ月毎に見直しが行われている。
② 利用者の意思に基づいた活動の支援を行っている	a b c	個別計画に基づき、日々の健康状態の把握や利用者の意思を尊重した支援を行っている。身体状況が重度でも催し物やレクリエーションへの参加を勧め、少しでも活動できるように努めており安全面にも配慮している。
③ 利用者の身体状況に応じて福祉用具などを適切に提供している	a b c	利用者の身体状況に応じた車イスや歩行器などの提供を行っている。また、機能訓練士が主体となり福祉用具のメンテナンスを定期的に行い、安全に使用できるように配慮している。

特別養護老人ホーム2

(5) 利用者の整容の確保	評価結果	判断理由等
① 利用者の状態や意思を反映した清潔な整容等の支援を行っている	a b c	利用者の重度化で利用者本人の意思による髪型・衣服等の決定は難しくなっているが、整髪や口腔ケアは実施されている。衣服が汚れたときは速やかに着替えを行い、清潔に配慮している。また、月1回の理髪や美容院の利用など希望に応じた支援を行っている。
(6) 利用者の健康管理	評価結果	判断理由等
① 日常の健康状態の把握を適切に行っている	a b c	毎月医師の診察が行われ、看護職員による定時の全身状態の観察等が行われている。状態変化時は看護職員が確認し、適切な対応が行われ、個別のケースファイルへの記録や棟内申し送り等で職員へ周知がされている。また、歯科医師との連携もとれており、口腔ケアの推進を図っている。家族へは毎月、家族通信で健康状態を報告している。
② 必要な時、迅速かつ適切な医療が受けられる	a b c	緊急時対応マニュアルにより、夜間休日でも迅速に協力医療機関との連携がとれる体制を整備し、職員にも周知徹底されている。看取りについては家族の要望により、意向を尊重した対応に努めている。
③ 服薬の誤りがないよう対策を講じている	a b c	薬の保管や、薬の準備、薬の投与などについて与薬マニュアルが整備され、薬の準備や申し送りは看護職員が入り、複数職員のチェック体制で誤薬への対策を行っている。また、誤薬対応マニュアルも整備され、全職員へ周知徹底されている。
④ 感染症及び食中毒対策を適切に行っている	a b c	基本的指針及びマニュアルが整備され、感染症が発生した際には保健所・協力医療機関と連携することになっており、毎月、健康管理・感染症委員会を行い、内容を職員へ周知している。また、定期的に内部研修を行い、感染症の知識や予防対策について職員へ周知を図っている。さらに、健康チェック表による利用者の感染状態を把握するとともに、施設に出入りする方全員に向けた注意喚起も行っている。

(7) 利用者の希望、要望の尊重	評価結果	判断理由等
① 余暇・レクリエーションは、利用者の希望に沿って行われている	a・b・c	年間行事計画の中で、ボランティアによる音楽療法や動物ふれあい訪問が毎月実施され、外部との交流を図っている。また、季節行事を取り入れたり、家族と一緒に敬老会を実施している。それらは、利用者の意思を尊重した自由参加となっている。
② 外出は利用者の希望に応じて行われている	a・b・c	季節ごとの外出や近隣スーパーへの買い物などを計画し実施している。ふるさと訪問での外出や利用者からの個別の外出希望にはその都度対応し、外出支援に努めている。
③ 新聞・雑誌の購読やテレビ等は利用者の意思や希望に沿って利用できる	a・b・c	施設では利用者の要望に沿った新聞雑誌を購入し、自由に閲覧できるようにしている。また、個人で購読することも可能である。食堂や各棟にテレビが設置され、利用者の好きな番組を楽しめるように対応している。
④ 利用者の意思や希望を尊重した生活が送れるよう配慮している	a・b・c	酒やたばこについては、医師の許可があれば利用者と話し合い、場所や時間等を決めた上で認めている。居室スペースは狭いので、一人でくつろげる空間の確保は難しいが、訓練室の一角にイスや新聞を置き、外を眺められるような自由に過ごせるスペースを確保するなどの工夫を行っている。
⑤ 預かり金は、利用者の希望に沿って適切に管理している	a・b・c	法人が定めるお客様預り金管理要領に基づき体制が整備され、複数の担当者で適切に管理されている。また、現金出納簿の記録管理を行い、3ヶ月毎に出納状況と併せて残高について家族へ書類を送付している。
⑥ 生活の継続性がある、なじみのある暮らしができるよう配慮している	a・b・c	入所時のアセスメントで生活歴の中から趣味などを確認し、写真や思い出のある小物を持ち込めるように配慮している。居室スペースが狭いため持ち込む品物は限られているが、利用者の生活習慣を尊重した支援を心がけている。また、洗濯物を居室で干すなど、以前からされていることは継続してもらう取り組みを行っている。

A-2 家族との交流の確保

特別養護老人ホーム3

(1) 利用者と家族との交流、家族との連携確保	評価結果	判断理由等
① 利用者と家族との交流の機会について配慮している	a・b・c	年間を通じて、家族懇談会や敬老会など家族が参加できる行事を開催し、家族通信等で案内している。面会や外泊についても利用者や家族の希望を受け入れており、面会時間の制限もしていない。
② 利用者の家族との連携を積極的に図っている	a・b・c	年2回発行の広報誌の送付や担当者が利用者一人一人の家族通信を作成して、毎月家族へ生活状況等を報告している。家族懇談会や個別面談において家族と話し合う機会が設けられている。

A-3 利用者の人権の擁護

(1) 利用者に対する不当な取り扱いの防止	評価結果	判断理由等
① 身体拘束の廃止について明確な対応策を講じている	a・b・c	厚生労働省作成の「身体拘束ゼロへの手引き」は全職員に配布され、外部研修への参加や定期的な内部研修で周知している。また、緊急やむを得ない場合については同手引きにより対応しており、利用者・家族へも説明を行い同意を得ている。
② 利用者を傷つけるような職員の言動、介護放棄等の虐待が行われないための具体策を講じている	a・b・c	「職員倫理綱領」や「虐待防止に関する指針」を整備し、権利擁護委員会が中心となり定期的な内部研修を開催し、虐待を発生させない取り組みを行っている。また年2回自己チェックを実施し、職員一人ひとりの意識喚起を図っている。
③ 必要な利用者には成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用情報の提供など支援を行っている	a・b・c	成年後見制度や地域福祉権利擁護事業のパンフレットを設置して、利用者や家族に情報提供している。また、個別の相談に応じて、利用手続きの支援を行っている。
(2) 生きがいのある生活	評価結果	判断理由等
① 孤立、退屈、無気力にならない配慮をしている	a・b・c	利用者の重度化が進み意思表示が難しい利用者が多い中で、趣味や興味のあることを引き出すようなコミュニケーションを心がけている。さらに趣味活動の充実を図り、習字以外に傾聴ボランティアを取り入れるなど、生活意欲が持てる関わりに努めてほしい。
(3) その他	評価結果	判断理由等
① 自己評価を実施している	a・b・c	毎年全国老人福祉施設協議会の「施設チェックリスト」を使用して、全職員が自己評価を実施している。評価結果より課題分析、改善計画書の作成、報告を行っている。しかし、評価結果の公表は行われていないため、今後の結果公表が望まれる。
② 入退所の判定を適切に行っている	a・b・c	3ヶ月毎に入所検討委員会が開催され、入所順位を決定している。委員会メンバーは、外部からは第三者委員3名が委嘱されており、透明性と公平性を確保している。入所申し込み時に、入所順位決定の方法や事務手続きについてわかりやすい説明を行っている。